

意見書

平成24年10月24日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにおうめさんぼんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年9月4日付け情郵審で公告された第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の一部改正案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。（文中では敬称を省略しております。）

再意見提出者： KDDI 株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社 エヌ・ティ・ティ・ ドコモ	<p>今回の電気通信事業法第34条第1項の規定に基づく第二種指定電気通信設備の指定に係る告示の改正は、本年6月の電気通信事業法施行規則の改正を踏まえて行われるもので、ソフトバンクモバイル殿が本年中に新たに指定されることで今年度内に同社は総務大臣へ接続約款を届出することとなります。また、同社には平成25年度から接続会計の整理・公表の規定が適用されることとなり、これらの規定により、今後、同社の相互接続料算定の透明性確保、ならびに接続協議の円滑化が図られることが見込まれます。</p> <p>同社の不透明な相互接続料算定については、当社が行った平成22年度適用相互接続料の算定根拠開示を求めるあっせん申請が打切りになったことに加え、本年2月に公表された平成23年度適用相互接続料に関しても、当社の相互接続料と比べ格差の拡大こそなかったものの、依然として算定根拠の妥当性検証が十分なし得ない状況にあることを踏まえ、適時適切な措置として賛同いたします。</p> <p>他方、接続会計の整理・公表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則の規定により、指定の日以後に開始する年度から実施されることから、接続会計として公表される数値を根拠とした相互接続料算定は、平成26年度適用の相互接続料からとなります。</p> <p>加えて、事業者の立場では相互接続料算定の適正性について、接続会計報告書を基に一定程度の検証は為し得るものの、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに依拠した適正な算定が行われているかどうかは、事業者間の合意に基づく情報開示が実現できなければ検証できません。仮に昨年度と同様に不透明な算定が継続されることとなれば、省令改正ならびに指定告示改正の意義が大きく損なわれる事態になることが懸念されます。</p> <p>したがって、不透明な算定による事業者間格差の早期解消に向け、今年度適用の相互接続料より、総務省における算定の適正性の厳格なる検証を強く要望いたします。</p>	<p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えますが、事業者間の相互接続料算定については、現在の市場シェアの推移を踏まえ、現行制度において規制対象となっているMNOと指定対象外であるMNO間で規制水準が不相応となっている状況が一部存在するため、これを改善し、公平な競争環境を確保することが必要です。</p> <p>したがって、本年6月の電気通信事業法施行規則の省令改正によって定められた新たな基準値に基づいて、今回、ソフトバンクモバイル社が指定されることは、接続料算定の透明性確保や協議の円滑化が図られることが見込まれるため、適正な措置と考えます。</p> <p>なお、エヌ・ティ・ティ・ドコモ社の意見にもあるとおり、総務省においては、公正な競争環境の整備を図る観点から、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて接続料の算定方法の考え方を明確にし、この考え方に沿って3社が算定しているかについて厳格に検証を行うべきです。</p> <p>また、ソフトバンク社の100%子会社となる予定のイー・アクセス社の設備に対する規制のあり方についても整理する必要があると考えます。</p>

以上